

• 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 JAPAN TAPE

~13
459
58

重修真書太閣記

六編八





特
門
號
卷

459

58

重修眞書太閤記六編卷之廿二

多羅尾饗應中妻女奇驗の事

并後藤莊三郎光次勵の事

本多平八郎り一言ふす御供の面とい川色も安心にて
多羅尾り家入者を一勞を休めりくあた室を見ろふ聊
もこれもとおもふぞもあけヨハ何色も打くつろきて在
一やとも忠勝ひとつハちとも油巧をほ道可ク孫三人を
手元み引つけ愛一けりこれを道可モ一偽モふ一て野心
あらハ此等を質みせそやとおもへまへされとも孫女ハ
御通ひのこめ母よ呼立られてさかく座を立て多けれハ

石印會

孫童をよひ太刀を見と鎧をまこととて童の心を取
けるふ忽々馴去たと忠勝の傍を去てぬくうるされま
て又見えたうけ是然ふ道可父子の体いきや不審と
ふく眞實の御上を痛そり奉ると尋常ニ超たり一かハ道
可の親族ゆのそへて御前へめされけるふよりまつ一番
ニ半右衛門の妻御目見て禮ヤ上んと御次坐て出け
るやいりよ一けん其處へたをきふ一人心地ふ一道可
半右衛門の河色もいたく驚ききあく介抱か一あらとす
猶そ一めの如くふみけるふとよ上よもいたひけよ出不
一め一何と一川るそやそれ持病みて起モ一かと御懇
の御意あうて半右衛門を召れ何あるとせと考きうて左

尋ありけるふより半右衛門謹て上けるもかくもか
御懇ニ御尋あるふ有のまくふヤ上さるも何とやら後め
たく奉存さうとく又御直ニヤ上ルも憚多くいへとモヤ
上モハ却て御疑を受る端モアリ河へ一妻なる
もの月事ふありいを今日の難有さふ憚モ奉らて御前へ
出ゆゑと奉存と御次の衆へ向ひ言上一けれハ聞食れ
て左様のともあるへきろとの上意より半右衛門ヤ上
い此御座席も觸穢とヤへくい父の道可う住居地も續
きていへとも棟隔でいへは是へ成奉度とヤ上一かえ
それよハ及ふま一きぢとて御座を立せられ御護モ袋を
御具足の横ニ納めらば半右衛門妻女モえや宜敷を許せ

將りと御意いよた終らさるふ心地さえをき常の如くふ
なりよけり家内の男女おそれ入ふよさぬ凡人ふハおを
一おはゆ一かうけりと深く畏ニ奉りけりゆく道可小
ハ御短刀をくたされ是より伊賀越の三ちを御尋ね撻を
一あは道可並ニ半右衛門御先ニたち多羅尾村より東
ニ當る於土岐嶺をこ一伊賀國西山村ふ出て上野ふゆく
尔

多羅尾村より於土岐嶺へ一里於土岐嶺より上野へ二
里と云又服部氏系圖よ服部別當貞信山城宇治田原
山中服部大明神神職たゞ然るル天正十年六月一日貞
信宅へ入御信樂まで御供へゆるふより國次の短刀を

賜モーと云
伊賀國伊賀郡服部の住人服部半三正種其一類共をソ
催ム一御先ニたち御後を守護奉テ伊賀國下柘植中
柘植上柘植を越加太の山越ニ伊勢國鈴鹿郡関ふ出龜山
國府御園横田野田等をもられハ白子乃濱ふそ有ける
服部石見守元長の孫伊賀守保長の長男石見守正種始
ハ京都將軍家ふ仕へ一ノ後ふ三州小末ニ善德院殿大
樹寺殿ニ仕へ奉モー御親あ致を以て此度も御道引を
な一奉ク一正種の長男半三正成こと一天正十年四
十一歳ふ御所と同一年なモ
泉州堺より南都よ十三里これも道明寺志貴山を越郡

山を経て南都より野殿越へて多羅尾たらお八里許也多羅尾より伊賀上野へ三里上野より白子へ十五里許都合三十九里餘あるへ一これをもつみ又二日ふ打勞たうろうふと聞えたる但伊賀國ハ元伊勢國司の領と云を以て信長是を疾さうえきふとをふそくへく地士じした云々及そに百姓まで悉くうち殺さうと下知げちをらひく由ゆを聞く服部一類いりゆるとも他國たこくにて參州さんしゅうへ流浪りようりやうを一いつをふりく愍あわれく夫食ふくを賜たまそり衣服いふくをあたえそれくの業わざを勤させむひ一いつかハヤる難有御國あききみくにもあるものをといとく信長を恨うらみそけるとあつ國くにふ残のこでしむのも此事ことを傳つたえ承うけなまをとあるれ入君いりくんや民みんの父母おやがみともかくふとを称めいをあらんといふ慕まつる一いつくれむ

奉まつり一處ところあれハこれあそ我等われら恩君おんぐんあれと老おとこれも幼おさな稚わっしもうち集つどひ馬ばの飼かいすり一いつて蘿はの手炬てき粟あわの飴あめふこう酒さけにつれもく路傍じろぼうふ持もつ出だ一いつ御供ごくうの人ひとてふよかゑひ一いつけきハ路じ次の喰くも乞こそられて伊賀いがの國くにをそ過すぎふ今年御案ごあん内うち立た一いつものを其その役わく名な仕つかれて甲賀こうか伊賀いがの者ひとと云いハ是これあり又京都きょうとより御供ごくうせ一いつハ大館おほだな左馬助さくますけ後藤莊ごとうじょう三郎光次みつお利りと一いつて通用うつう滯とどると於お一いつたとへい金壹枚まいまい十兩じゅうりょう重じゆう四十四枚よんじゅうよんまいあるあれを五十二枚いそじゅうにまい八分はぶんと一いつて小判こばん十二枚じゅうまいと小判こばん一いつ両りょう四分よんぶんを大館おほだな奈良屋市右衛門しゆゑもんと改か名な

一て御奉公一川る也

甲賀の地士乃御供と一もの即甲賀とのと屋敷も大
かた近きたりふ賜そり一と云濱松ふし駿河ふし其
名あり江戸ふし甲賀町と云名二处あり

白子ふて小川久右衛門と云者の宿ふ入せり御止宿
あうけると船りこの久右衛門若や野心あるま一きたし
あうにとおふ一めされ一かハ哉の女を御寢所ゆめ一置
れ一と船り

一説ふ阿濃津の金屋但馬守り女名を葉津子あるひハ
白子乃浪人長野内藏助と云ものゝ女船りとも小川ハ
今ふ白子乃町よ其家現存す

爰みて風をすこと移ふ間ふ御武運長久御祈のため太神
宮へ御参詣あるへく思召よ一仰出され一慶御供の面く
言上ふ及ひけるハ堺よりかよて晝夜をいそに路次の
嶮難よつそらに御急きあつるハ全く御歸城を早く遊
えされんとの御義と存一いひり多ふ此處より又十三里
半の道をゑるく太神宮へ御参詣いそく御歸城まで三四
日も後れぬへ一其上是すり太神宮までの路次の入情も
えゆきよくいへハ如何いそんゆい川をみも早く御渡
海然るへく奉存いとア上いもの多か是けるを聞食色其
方とゆめ心配も内との事満足さうたま一太神宮へハ
他國すりきさと思起一て參詣せるものも多一たまく

此國このくにより來きてをつみ一日路のちぢゆふーとこれを遂すさるといひよ
も殘念きんねんあら毛けや是これまことに度たどりく喰難くめんふ達たつれともそれも
凡人まんじんの往むかし來きてこれより太神宮たいじんぐうまで神拜かみまつり人の往來むかしら之
太神宮たいじんぐうの神慮じんりょもそふへー然あららはおの途中とちゆうをまたに安奉あんぱう
なるへー且つ後運こううんのためーとて御供ごくふの人ひとの諫め奉まつり
ることを聞き入いりられそろふ於お酒井左衛門尉さくわい上あがける
ち左程さうとうこれ等らをめーて御用ごよう仰付あがむられ然あらるへーと言上あが一いつけ
付はられ然あらるへーと言上あが一いつけきハ植村新六郎うえむら進すすめて幸
私わたくし方ほうへ立入たつい御師ごし山本大夫やまもと春木大夫しゅんとともの當所とうしょみ參さん
合あつひゆれ等らをめーて御用ごよう仰付あがむられ然あらるへーと言上あが一いつけ
るにようそれ然あらるへーとて召めざききハ春木山本御前しゅんへ

同ごく侯こうを越この時とき仰出あがひだされけるへ今度こんど都との騒動さいどう信長公しんじょう明智
光秀みつひでためため御生害おうがいりーと定めききて爰許そもとへも沙汰さばあり
川かわらんそれふ付つけ人ひとく薄うすき氷ひをふびり如ごくたたりひよ危あぶ
ミあひ深ふかき淵ふちよ望むねむう如ごく親おやぢきどちも心こころを置おきく木
みみも草くさみみ油あぶらぬぬらーと人ひとく用心おこひのそそれへ爰そもすす太
神宮たいじんぐうまでそりり一日路のちぢゆとつへととも路次ろじの進退しんたいは任まつを
かこー如何いかあて然あらるへきや計そならひヤととあ定さだける時とき春
木太夫やまと上あがけるへそれへ何なにより安やすき御事ごじふ坐おき小こ私わたくし言い
上あが仕つかい通とお遊あそべーひそく路ぢゆ次つぎへヤみ及まつそに少すこ一いつも少すこ案あん
事ことあそそざる正ただく御參ごさん詣まいけらるへーとヤ上あがけるふ
すす本多平八郎ほんだ忠勝ちゆうそれも如何いかある方便ほうびんみてみてい哉やらん

其荒増をちと承まそらるやとヤ志かハされしに此度熱田の大宮司参詣の沙汰の間御所様を大宮司み仕立御供の歴々を社人社司に作りあ一御輿又奉らハ更ふ疑ひおもふ入も取くいそんさて山田みそハ某方を御旅館といたれども誰ウハ不思議を立ねへとヤにより此義またユ然るヘ一とて春木大夫又萬事御任と有ケルよう事故船く兩宮へ御参詣をさせられ千度の御坂太く神樂を執行をとられさて是より白子へ御歸りあらハ熟田の大宮司の御歸りよと取れやされ却くこの破色とあるへ一それよりハ鳥羽より三州へ直ニ御渡海あり既ヘ一とヤけるふよりさハ究竟の事船りとて鳥羽ニ御越ありて

渡海の船を詮議あうけるふ忠勝を一里廻りて大船を不便利なり獵船を借りヘ一と其のうを尋ねけるふ六郎次と云獵師ありそテ様あくよリ伊氣の浦千尋の濱ふとソラ名所を御游覽ありそれよりか里やとうせい大をく三小をくミの島かけより篠島ひまかの間をのりて幡頭崎師崎衣う浦の地方ふ付て堺川の川口を大瀆まで乗多ヘ一この海上ハ我等をそりていものととやけるふよリ忠勝大少よろこひ其言葉ニ偽ふくハ鳥目多分ふ取さんといへそ六郎次大よいゝ言葉ニ偽をかよへ海上にて野心ふんとあるものとおなれハ歎我等ハ獵師をり獵師へいゆる業ふと面ともおもひゑへなれと我等

ク心又くらふれそ武士不と心のきたぬきものハ船一其
故いづかと尋ねて見玉へま川我等り朝夕のたれきとぞ
る鱗ち天地の間ニをの川とワキテ更ニ人間の力を用ひ
一もの船らに一川の魚の腹ニ胎る魚子のゆきも三万餘
箇とヤふや然らハ一川の魚ハ三万とぬう十の魚ニハ三
十万かふとふ多きものぬれ何かと取てむ川くふ期ふ
一是を取ふを釣をたれすとん網を下せとも獵師とちふ
て争そそに互ニ幸をかたりあひ多きを嫉すに少きをい
くろにこれ獵師ク心の清き處とヤヘ一抑武士の有様と
海上より見渡モニ境を争ひ口論一それうつゆて弓矢
を取人を殺一て人のものを我ものとをふあうさゆちと

アモふをさし盜賊の業からきや金をぬもめハ首きられ
國をぬもめは守とふ左様のもさき心より人を欺き殺
一ても我身の榮耀とわゆ船御邊たちと此六郎次おふ
一ものとおおふ一けんある胸らるの鳥目沙汰やといそれ
く忠勝辞を改めおも耻入そよ我等はのかれぬ要事
あうて三州大濱へ渡りを願ふもの船ふり心のせくす
失禮一たう心又かけ五そに舟をかへて給いへと最もの
静ふ請一かハ六郎次もうち笑ひそ一めより頼するゆし
とおもふ船らバ暇川ふ一又何とて取合ヤへき見れハ余
程の侍衆我等り仲間の船ともを呼あいめて立た一ヤさ
んあそ一あたをぬへといひあから桃皮ふきたれ色ハ忽

よ六七十艘の獵船を海上せとと漕からへて兎角を
るうち六郎次う家を見へハ茅屋ぬとも廣くと奥
ハ弓鉄炮を置ふらへ長柄の鎧さへかをく見ゆるふ忠勝
大よ不審を生へいは加様よにたねき武士の物の
具を心清き獵師の家みたくそへゑふそと問ハ六郎次首
をひきりて其の御不審ハとえすあれと今も船をいそく
お肝要所用ゐき物語ち海上みてといひふから數十艘
の御船用意そこのひ一か御所を一番よめさせ奉て酒
井神原の歷くつれも後れ一と取乗一かそ御供の人數
多けれど猶獵船ハ餘りけり御所の御船よも六郎次上乗
にて多くの船引續け篠島沖ふもふりあろ六郎次一瓢

の村醪を奉りけるふ海上より魚躍く御船みゆりけるを
そくふ調へて御盃をそくめ六郎次ヤ様某ち新田殿よ仕
へく四天王と呼き一畑六郎左衛門尉時能り後みてい新
田殿戦死の後時能り子にてるものより北畠家よ仕へ
ふ北畠の家亡ひ一か我等う父ふふむの獵師と取りて
いへと言上一けれどそれを由緒正一きものぬり我こと
共よ仕官一のへと勧め一ゆとも承引ねハまゝ勧めゆ
彼是とれるうちちや尾張の地方をこきを取れ堺矢矧の
両川口を過三州幡豆郡吉良庄よ著ふちの時御船をや
一奉で一故を以て鳥羽の海上十里く間を賜りそ心の
まくに魚獵をゆるさる由の御朱印を下され一鳥羽の

角屋六郎次これあり

一説ふ實さうと界さわを六月二日八時小御出立其夜多羅尾たらおを
館こち入御夜八時御發駕伊賀山越いがさんを三日夕七時白子しらこへ
著御四日大濱おおなみへ御著五日夜濱松はまつへ御入七日岡崎おかざきへ入
御十四日岡崎おかざき御進發鳴海なるみ小御著陣十七日御先手津島つしま

ふ至る時山崎合戦やまざきあっせんの注進ちうしんあり十九日光秀みつひ誅戮ちくりくあり

由ゆを聞召定められ廿一日濱松還御はんさまと云

あくよ吉良上野介義安戰死ぎえんの後子息義昭東条小植籠おほぢののぶ
一いつとも永祿四年五月落城らくじやう一いつて家臣富永伴五郎以下戰
死しび一いつけゐよ伴五郎弟伴十郎此度の變かたを聞付一揆いつ揆ひをもよ
ふ一いつ襲おそひ奉おも一いつ御供ごうすすける柳原康政植村新六郎の

たれよ大將伴十郎討うち一揆いつとも四方へ散さんし一いつ
るにより御前を遮ささふ奉おもるものもあくよ御うう一いつよ
追おかけ奉おもりののもななれら御心ごん

一いつおお一いつおお

流布りゅうふ本ほんの次つゝ横須賀よこすかの助左衛門すけざゑもんと玄農夫げんのうぶの飯櫃はんび
と罐子かんしをかけ荷はひ來きると御覽ごらん其湯そのゆ一つと御意ごい
アアうち助左衛門著きたる菅笠かんばらを敷ひく御坐ごト湯ゆと碗わん
よりりて奉おもりに笠かんばらつありふりくののおり
とて敷ひ玉たまの湯ゆを聞食き一いつける時爰こハあまりに蔭かげ
もあく炎暑あつさたえかかく下し郎ろうの家いえへ入い御ご一いつ御
休息きゆありせられれいへと言い上う一いつよより其家いえ入い御

九月言ノ経卷之二十一
あつて助左衛門奉アリ小麥の園子をりし上られける處へ御供の人々追々來聚く爰よ一日御逗留リ是よりハ何の御障もあく岡崎へ還御有て助左衛門へ御朱印を賜ちり代々庄官とある事トヨを注を

重修眞書太閤記六編卷之廿二終

重修眞書太閤記六編卷之廿三
光秀於妙心寺即智の事
并殿上御評議の事
臣とて君を弑せトもの近く永禄八年五月十九日夜半
そかニ小三好義繼松永久通謀叛リテ武衛陣の御所を襲
ひ將軍義輝卿を弑リ奉アリハ十八年前の事れハ誰も
見一世の工計ク一天文廿年九月二日從二位多々羅朝臣
義隆卿を陶尾張守晴賢入道全薦か弑セリハ義隆卿政事
あく大臣を疎ニ近臣を親リミキアリ相良武任の
讒を信ド晴賢を乞メ杉隼人右田將監青景刑部少輔鷲

津入道を誅さんとふされ一かば終ふ晴賢謀叛にて御館
を襲ひ一かとみ義隆卿山口を落すひ瀧の法泉寺へ遁れ
ゑひーがこゝへも敵をよける味方も援けこさうける
より又法泉寺を出ゑひ船より九州へと心き一色ひ
一色風あーくむとの處へ吹戻され布引の大寧寺へ入る
自害トエふ時ヌ六十五歳斯て防長の國へ云ふ及そに大内
の一跡をへそ陶り心の俊に政をうけ行ひ弘治元年十一
月朔日藝州嚴島ふそ戦死するまゝ五年う間榮華を極め
ける才不思議ナリ爰分明智日向守光秀ハ天正十年六月
二日の早天ヌ六角柳の水町ふる本能寺ふおー寄右大臣
信長公を責奉モ近習の面々森蘭丸兄弟をそーめ悉く是

を討取右大臣殿ヌモ御自害あり引抜き二条御所を圍
く中將殿を攻破ヌ只三時スカアシテ織田殿御父子とも御
生害ありて光秀年來の遺恨をそら一其夜ち花園の妙心
寺ハ師壇のよーあるを以そそニ止宿一役僧を使と
一て甘露寺家へ事の始末をナ入一処甘露寺殿事の始末
を委細ヌ奏聞一其後公卿詮議ありとさて仰出さむく苦
あれハ罷歸り其由妙心寺并ヌ日向守へナヘーとて使僧
僧へ禄をあたえ其後思案一ける様何様禁庭ナリ直ヌよ
くあそ右大臣父子を討一なれ其跡ハ光秀ヌ御仕である
へーとも仰らるよー公卿詮議とあらい織田殿の子息信

雄信孝ると近國より乞ひこれ等へ某を追討の綸旨を下さるまゝきにもあらば又此頃諸方豪傑の大名西より毛利大友島津あり東より北條上杉伊達あり是等のうちと擇えどくみやうんすらんさて小勢みて敵をあふどう不用心す一はく織田殿とおふく様すハあるず一まづハ諸將の心をそしめ妙心寺を一方便にて見そやとおもひ付一から使又立一僧を呼寄光秀までに堪忍が一あたき恨あつるふより織田殿を討奉モ一あれと元より天下を奪ひ一へき所存ニ於くハ毛髮そりもあるとふ一やく本意を遂一上ハ今生ニ所願ふ一後生みぞ大事なれ和僧ふと今いさてもおそき終ニハ長老とあそ紫衣

も陞至多ふへ一さうとて今ハ末代濁世形う世出世間共
黄金ふくて一事不障害多一此金少かれと和僧の出世金
よ加えぬへとて金子百両取出一て與え一かハ理あれや
遍參江湖の藏主首座七条掛絡の儲さへ心ニよかをぬ身
のかとむ夢ニも見ざる黄金の山吹何とふへき詞さへ
胸ニせよ至てあきれにて肝を消そおへいたゞきこれよ
りて一光秀が起ふも座ふも目を向け心をくそり真實
をつく一ミ給事さう然るふ光秀硯引よと紙おへひろけ
何やらかくをひぢみふ見付あやーとおもへハかたそら
又立忍ひりくこれを見る正しく辭世の頃と見てけれハ
心中ふ大丈驚きさてハ此人今生ニ所願ふ一といひ川る

詞の實や如何ふも、此人を助けふと我身の事かハ
一宗門の大事の外護あるへ、さうとて我等のいりふ止む
る共かふとの人のおりひつめ、と恐れハ勿くたやまく
おもひ止るま、何ふかにへきともやくも方丈又て見
んと思ひ付いそき和尚ふかくと告一かハ和尚以外又仰
天一よくあぢ知せたんあれ首座ハ日州の側又付居一
油斷ゑ、我ちおりふ子細のある船れハ今す甘露寺殿
へ参り向ふと触く事をえかるへ、とて侍者一兩人め
乞一て出ゆきぬそれより首座の知と、すより北田帶刀三
宅式部少輔ハ明智左馬助藤田傳吾並河掃部助ふと、合
きて一同よ光秀の前へまわりて、然年來の御本意を

けられい上やハ都ニ御旗を立られ國ニふ殘る處の織
田家の從類を、我ニ罷向ふと打取可ヤ、然らハ我ニも國
郡の主とあり可ヤ、是より君の御恩とヤ、あから天の與え
一處とヤヘ一といへは光秀涙をあか一一面のひを許
处へさると船から光秀浪人一且夕の賄ニ事々かと
やど餓死もすべり一を右大臣殿のいまと岐阜ニま
あ一ける處へ参り仕へ、鞆ニまし義昭君を越前す
迎へ取奉り前將軍の仇を報モるといふを以テ軍の名と
一て諸國の大名をもよふ一背くをハ公方の御教書を忽
諸侯の罪を以テ征伐一川口ハ織田殿の軍によく一早
く帝都ニ旗を立られ天子將軍をさーそさんで諸國へ下

知一ぬひーかとふ風ふ草葉の偃り如く勲功忽々立す其
身二位の大臣ふものかうぬひーあれ其そーめを云ハ光
秀りヤ勤め奉モーとぞかー夫を各も見ゆ志らん聞も
せん手をおろーと我顔をうたれーともゆう人ーそくた
せーともゆう身を棄て戰ひー賞とて受ける國郡あれや
猿樂曲舞ふも相應の知行をあさ行ふぞかーあかれハ光
秀り恨ミーとも更ヌ僻事みハあるまーき也但一旦おゆ
ひ知と奉モー追と思ひーは早まつゝ御自害あうけ色ハ
光秀主を討奉モーと人を云ねるへとてもかくても光
秀世ニ望取一これより後も各も主をえらひ仕モー仕
それも仕ぬへりーといひと実ニもれりハ功一休ふく

かハ左馬助以下おー返一それち近比いらぬ御心ほうひ
と覺え小逆こくわいよ取て順じゅんよ守るとも承そりいたとへハ異朝
ふてハ殷の湯も無道の桀つぐをそあち周武王も獨夫の桀つぐをこ
ろを我朝ふてぬ蘇我馬子大臣も崇峻天皇を弑し奉モー
かとも聖德太子これを誅めぬそに却く大臣の位お居
め旅へ至鎌倉の北條遠江守時政も主の賴家卿よ主の護良親王ごりょうを伊豆の
修禪寺しゆぜんじも配あて奉至左兵衛督直義ただよしも主の護良親王ごりょうを弑し上
杉安房守憲實けんじつハ鎌倉の持氏卿じじを賊ねー奉まつとむ関東上杉
をいた、さいとい父母の如くいひーふあらをや織田殿
の國郡くにぐんを取ひろけぬひーも其元もとをたつぬれハ主の斯波

家を潰^{たき}し、おひしよ依^よふりこそれハ今度の義とても強^いく御心^{おこ}ニ掛^{かけ}らるへきにあらば、ま内^いの内^いきふす都^{みやこ}の民^{たみ}の心^{こころ}をとらさずへきぬりとヤけれハ光秀^{いわく}、面々^{めんめん}のおもふ處^{ところ}と光秀^{うぶ}あゝろと全く同^{ひと}じから後^{のち}はおもひ合^あきを多^おひとひ見て、後の障子^{さうじ}を荒らうふ引立^{ひきなが}て奥^{おく}へ入^{はい}ハ左馬助そ一め案^{あん}ふ相違^{さうり}、かくとも六千の兵士^{へいし}を洛^ら中^{ちゆう}洛^ら外^{がい}よ馳^かぢうて如何^{いか}る盤^{ばん}妨^{ぼう}をうるさん是^{これ}を制^{せい}めんと大將^{だいじょう}の定^{さだ}よりのち恥^{はず}ハ法^ほも綻^{だつ}む立^{たつ}習^{ならひ}ふ大將^{だいじょう}やく^そ意^{のぞ}と聞^きふそ只今不思議^{ふしき}の出來^きるへーと額^{ひだり}をありめく評定^{ひょうてい}不及^{およ}いつきふも洛^ら中の民^{みん}の心^{こころ}を靜^{しづか}めハあるよーと也^と信長公^{のぶなが}の定めひひー京^き中の地子錢^{じぢせん}を悉^悉

くゆる毛^け由^ゆの札^{さつ}を慶^{こう}くふ立^{たて}たりーかハ町^{まち}の年寄^{とねり}又ハ檢^{かん}断^{だん}ふといふもの大^おふよろこひ酒樽^{さけ}すたち行器^{ぎょうぎ}を荷^はひて明智^{まいぢ}ク許^きへ御禮^{ごれい}ナリ

陰德太平記^{いんとくたいへいき}、光秀床几^{くつぎ}ふ腰掛^{こしゆがけ}、軍^{ぐん}の下知^{げち}にて居^ゐる所^{ところ}へ京都^{きょうと}商家^{しょうか}のもの共^かーこ顔^{おほ}ニ天下^{てんか}御手^{ごて}入^い目出^だ度^どいとて面々^{めんめん}酒菓^{しゅくわ}の進物^{しんもの}を捧^{ささ}け來^く、けれハ光秀^{いわく}祝^{いわく}せ^しイとて糕^かを取^とて食^くけるに敲^{たた}きを去^{はな}し酒^{さけ}を受^{うけ}て呑^のう^うける不^ふ嘆^{たん}へハ不^ふ入^い、胸板^{むねいた}を傳^{つた}ひ流れーかハ小賢敷^{こせんしき}のう日向守殿^{ひのひけんどの}ハ一旦^{いつぜん}天下^{てんか}を取^と給^{あた}ひた^う、共^{とも}長く保^ほち候^{まつ}ふとあたそーといひー由^ゆをあらぬ

光秀ひそかに藤田傳八郎をよひ其方^{そのがた}ハ早走^{はやまき}ふるうへ西

國の地理ふくそー急々高松みいたる吉川小早川よ此書
状を立たぬへーとて使ふ立トを知もの絶くあやつーと
や内裏ふハ公卿詮議ありけるふ光秀か始末君臣の義
を正一ゆるんふハ大逆無道の罪ふ當れとも朝廷の御力
みて光秀を誅一ゆふへきとよとにあたくてへーよーや
光秀一人をハたやもく誅一ゆふとも其從兵五六千人七
いへハこれを誅罰あらんとちやころ難義たるへー依て
志そらく京中靜謐のためよ光秀をめされそ天下万民安
堵の政事を施一ゆへと仰出されいへくとヤ議ふ定里妙
心寺へ勅使を下され光秀をめされたり

流布本公卿の名もふ偽るイ依てこれを削る先近衛植

家公永禄九年ふ薨御也二条昭實公ハ廿七歳みていよ
た前関白左大臣ふオーナーはさに鷹司ふ房道公ふー房道
公ハ一条殿ふ弘治二年薨御也内大臣光基公とヤ御
方攝家の内ふおそーまさに九条家御幼年と云も偽
植通公内大臣前關白七十六歳ふオーナー久我吉道卿
十八才の時ふり花山院よ公忠なー定懸公廿五の時く
西園寺公宗なー公朝公の時也轉法輪定之ふー公廣卿
の時なう以下悉く誤る

ゆふ慶へ阿弥陀寺の生譽清玉上人妙心寺へ來三日向
守ふ面會一織田殿父子の首級ふらひよ從者の死骸御免
をやむり葬禮執行ひたき旨をヤされけるふよう元よ

うこの事取行ヤ度存レ所ふ王とゆる一あやハ生譽上人
大ふ悦ひそれくよ引導の式を執行レたりけり

光秀將軍宣下の事

异日野殿難詩明智即答の事

朝廷よて妙心寺和尚のいそれ一とく光秀一人をハた
やそく打取ルとも其從兵五六千人又及ふ此者馳ちりて
狼籍ふ及ち是を制止スルトカく以テ容易ム夫
ナリハ志そらく光秀を以テ都の守護とふされヒテを
の川やら洛中洛外とも靜謐スフイレヘーと諸卿一同ふ
奏聞アリシハ此議を然るヘーとて天正十年六月七日
寅刻ニ甘露寺殿参内アリテ卯刻ニ妙心寺へ御入アリ路

次の警固ハ明智左馬助光俊三宅式部少輔秀朝三百餘騎
アテこれを承ス致妙心寺門前の警固ハ北田帶刀並河掃
部助ナリ光秀門前まで御迎ヘ出スカクニナリヤウニ御
先立ニ客殿ニ奉リ光秀正面の簾子ニ平服モ甘露寺殿
光秀を以テ中將ニ仕コラレ將軍職ニ補セラ致くとの勅
定アリ然そいよク忠勤をモケニ洛中外靜謐の計肝要ニ
レヒと仰ニタされシハ光秀ニ恐入てモイヒケル
流布本園大納言家繁卿樋口宰相清冬卿妙心寺へ御入
トアリ今考ふるニ園家ニ大納言家繁ナリ天正十年の
比も左中將基國朝臣の代ニテ八十歳其長子基定五
十七歳ナリ樋口ハ天正の比絶家ナリヨツコ是を削る

抑將軍と云官ハ崇神天皇の御宇ふ大彦命武渟川別吉備
津彦丹波道主命四人を北陸東海西道丹波と四の道へ將
軍とて走るこれ一を始ふく文武天皇の御宇ふハ四千
人以下三千人以上を一軍とて將軍壹人をゆかれ九千
人以下五千人以上をも又一軍とて將軍副將軍各く一
人をゆかれ一万人以上一万二千人以下も一軍と
てハ將軍一人副將軍二人をゆかれ三軍とあれハ大將軍
一人をゆき定め取りされハ大字の有無ハ人數みゆる
エふく位階ふハゆくもくに又征夷大將軍と云官ハ平城の
天皇の御宇ふ文屋真人綿磨モリメスこれニ任に其のち
久しく中絶とて壽永三年正月十日木曾左馬頭義仲を

以て征夷大將軍又補せられ一より引續き鎌倉の權大納
言右近衛大將頼朝卿拜任有頼朝卿の後頼家實朝これを
相續あり大臣ふく兼ゆふハ實朝公をえりめとを實朝公
の後頼經頼嗣これ又任一ひりう後又中務卿宗尊親王
又任一ゆふ是親王拜任のそりめく其後代かスリ足利尊
氏公より此方代くこの官をかけひ鞠の義昭卿又至て
十五代ふをよし但近世將軍たる人治世安民の策をめぐ
らにゆあゝ既底一身の榮曜をのみむとあきらめの故
み天下とまでハおもひもよらぬ都のうちまへ合期一か
ねあるひハ穴太の山又やくれ或ハ朽木の谷又忍小光秀
かた一けゑくも清和源氏土岐の一派とよを以く將軍

の任ふ補せらる希代の朝恩と云へ早く四海一統万民
快樂天下泰平國家安全の功を立て宸襟を休め奉るへ
と仰られりかハ光秀謹て勅定の趣かにすり奉りい
つれふも粉骨碎身仕至日ふらは静謐の代とふ奉る皇
威を万里の外ヌカヤウリヤへきにそひと言上せりか
ハ勅使ハ還御スルムたり

流布本日野中納言資春卿光秀少強勢貪色仁柔憶謀廉
潔智信とソフ難詞を聞きと云一段あり然れども日
野家又中納言資春といふ人なり天正十年ハ日野權大
納言輝資卿の代ふりていた廿八歳官位とも浅り依
きこれを削る又光秀參内して紫宸殿の階下ふ於て天

盃さかずを賜ると云条あり是また偽なり

光秀室町通至一条上る町又從臣等をあらめまつ三宅式
部大輔光朝を所司代として溝尾勝兵衛を町の奉行とし
て洛中洛外を巡視せしめ饑寡孤獨少金錢をあたへ貧窮
無賴人をそれくみものをあたへよきをあさりめ
をへそ京中の男女おもへそ光秀政事始の祝みとく銀
子五千貫目を下行あけれハ後をハ知を誠ふ取替勝モ
將軍のふと上下打寄喜ひあひけるとや明智左馬助光
俊ハ光秀名代とて將軍拜任の御禮を參内し黄金御太
刀を獻備し准后を始奉至る上臈御方勾當内侍以下女官へ
鷺眼十万疋を奉りふとけれど御所をても不思議えけ

る侍のあつる者ふらしく當て其身を亡一ける信長も已
う罪をのれを責一とやへきあんとすり合ひ沙汰一け
り又三宅式部少輔ハ攝家清華を始奉玉堂上方へ太刀馬
代を以御禮ヤ地下官人をハ光秀か仮住へ呼て同く黄金
白銀鳥目其身よづれくこれを贈玉一と致り

光秀ゆり住む室町通り一条上る處今ふく長町小島町
ふと云あつり又此次ニ石橋三位忠榮卿を以て地
子錢免許を満足ふ思召に由仰出さるゝとゆり然る處
此比石橋殿と云三位以上の人か一よつと是を除く

重修真書太閤記六編卷之廿三終

重修真書太閤記六編卷之廿四

光秀安土城責評議の事

并蒲生右兵衛大夫取計の事

爰小明智日向守光秀ハ將軍ハ拜任あり一とも參内も
せし天顔をも拜せざる心よりれともすり洛中
をあらめ畿内江州を平均より治めそのちとおもひ定め
ハ江州又散在する羽柴筑前守の領地の代官等を追拂
ひれへとて妻木主計頭ハ阿閉淡路守ク弟万五郎をそへ
二千餘騎を差向

流布本近衛植家公ハ光秀を御ひいきあれとも其餘の

公卿を歴て光秀をふくむう故小參内の事もふらんと
云々植家公ハ去永禄九年七月十日六十四歳ふ一て薨
御ふれハ天正十年より十七年前崩り天正十年ハ東求
院関白准三后前夕公四十七の御時あり依てこの条を
削る

又江州坂田郡佐和山の城をも責落し荒木山城守父子小
千六百余騎とそへて戊辰を岐阜をよひ伊勢尾張の勢を
押えんと爲とあは山城國乙訓郡勝龍寺の城より三宅藤
兵衛綱朝を城代としてこめ置これハ西國より羽柴筑前
守り上るを防けとの手當す

今勝龍寺より北西神足村より東みあひ南北十八間東

西三十間をかり境地をふたせし一城の廻りの堀今
ふのこれりたゝゝ外多るにかく文明の始畠山右衛門
佐義就のそしめて構たり一陣城あり一九年九月廿
四日義就河内國へ下室一後落一と云永禄五年松山新
助らふ居たき由長享後兵乱記より元同十一年の
頃岩成主税助らに住一天正七年の比細川兵部大輔
藤孝の居城ありとそやも心よ涼一秋の風とひ發
向ハ此處にての事ありといつて
光秀安土を乗取る年來積る恨を晴させやとて先陣後陣
の次第を定めんと諸將をあらめ評定一ける又那波和泉
進みてやけるハ君今ハ將軍の重職を拜任あす一既

れハおもき御身游る不畿内の侍中にまた新又參上する
ものもふ一然らハ王城の守護とて京都をゆるく
動座ふへやうに安土の工ハ右大臣殿の御臺をよひ介
殿の北方ふんどふく手ふ立ものあるへーとも覺えぬ
誰ふそも侍大將中一人御差向ゆ然ふへーと諫められ
ハ鳥山主殿助是を聞泉州の異見をふゆ得共兼て安土の
御留主をハ江州日野の蒲生右兵衛大夫賢秀承そりて
これハ下野守定秀う長男ふそ今年四十九弓矢取くから
ひあきみのみ其嫡子忠三郎氏郷廿七歳父祖又おとら
ぬ若もめこ其外より津田柴田林永井の一族やたく二三
千名ゆへ一まと越前の柴田う北庄よりも左の三遠から

及岐阜よりハそつあはせ里をかげありたゆへハ女童な
うとてあふとるへまにあらゆ御出馬ゆて然るへくい
とちくめけると明智左馬助光俊熟と打案一那波鳥山の
御評定いつれもたふ承そりて一安土より京まで十
三里そゆくあるふ今以そ切く上るともせばゆへハ蒲生
とても恐ろくに足ゆいそんや其餘のものとわハ云すて
もあくゆ勝家をよひ岐阜清洲ふんとの者とも本能寺の
後詰とぞに心みかけぬものか何とて安土へのうりゆへ
き是ち光俊まゆへ向ゆくをミヤコ攻落一ゆへー將軍
みハ京都を守護あまて西國へ下向せ一筑前守り安否を
たーのふ探りゆみて計策を施さるへきにそゆとやせー

ハ一坐此議もつとも然るへーとく杉山讚岐守並河掃部助アシタカと光俊ヒカルヒコと同意トクイして安土アツチへ馳マツキむく其道筋ミチあれハ瀬田セシタの山岡美作守ヤマオカミサクの許モトへ使者シマツを立タチく一味イチメそへき由ヨリをア送スル鳥山主殿助トリヤマシムジクを後陣ウエアザンとアて都合三千余騎ツウカをさーむけけ置シテ

近江國輿地志畧ヨウチシラフふ光秀左馬助光春ヒカルヒコを大將オウザンとアて荒木山城守行重アラタケヒロマサ同友之允重仲妻木主計頭範賢ハタケヒロマサ四王天又兵衛政實ヒラシマツ今峯新介泰正ヒラシマツ三宅周防守業朝ヨウジヨウ以下三千余騎ツウカを安土城アシタカふさー向アシタカる山岡美作守景隆勢ヒカルヒコ田橋タハシを焼ヤクおとアて防戰ブシヨウひアとも終スルかある石田上イシダウエて引退ハタクく明智勢ヒラシマツ今ハ障シタマツるものあく安土アシタカふさア此城

守アシタカりアシタカんことを知スル蒲生忠三郎氏鄉城中の人アシタカを引アシタカ具アシタカ一日野アシタカをさーて落アシタカたうアシタカのハ六月四日光春アシタカ安土城アシタカふ打アシタカ入アシタカ去アシタカる山崎の軍アシタカ破アシタカと聞安土の城アシタカ火アシタカをうけ坂本アシタカへ引退ハタクくとアシタカ然れハ四日すアシタカ十四日延アシタカ十一日アシタカの間光春アシタカくに逗留アシタカとアシタカと知スル坂本城アシタカふ光秀アシタカ伯父明智兵庫助光安入道長閑齋留守居アシタカとアシタカて残アシタカ居アシタカたりアシタカか程アシタカも船アシタカ京都より飛脚アシタカ來アシタカく光秀本意アシタカを達アシタカ頃アシタカて將軍アシタカふ補アシタカせられアシタカ由アシタカおちアシタカ船アシタカ聞アシタカえアシタカやハ長閑齋大アシタカ喜アシタカひアシタカく定アシタカめく安土アシタカへ討手アシタカを向アシタカるふさんと推量アシタカ一兵船數十艘用意アシタカて左右アシタカおそアシタカとあちアシタカけアシタカ里アシタカ

明智光秀墓ハ上坂本西教寺界内みあり光秀ハ十兵衛
光繼の二男あり叔父兵庫助光安入道宗宿の子とある
辞世逆順無二門大道徹心源五十五年夢覺來歸一元三
澤勝兵衛茂朝介錯と云又堅田ふ山田民部居城あり
其後澤田兵庫助宗忠住せ一信長ふ追々逐電を信
長青地駿河守泰資を城主とせ天正元年義昭將軍
の命ふより大館伊豫守信賢一色播磨守儀貝新右衛門
を置然るふ信長此三人を追出一十兵衛光秀ふ與ふと
云又光秀十郎左衛門光近ふ與ふと云東坂本古城趾ハ
下坂本今之東南寺今津堂の地是ありとかや光春安土
を焼て歸り路大津打出の濱より堀久太郎秀政小達

かからく一て湖水を立たり坂本ふ入城ふ火をかけ光
秀り妻をよひ長閑齋六十光春四十自害へと云ア

まと安土市中ふて六月二日未の刻をもと信長公御父
子明智かためニ御生害ありりる由誰いふとあく沙汰
つれとも大切のとあれそ城中へ告る人もあくたゞ上を
下へと混雜のきりふ一夜より前田孫十郎三法師君を
守護しと安土又來を始て其事實と詳ふく告たりもかへ
城中の騒動まと又言葉のふへきらんに蒲生右兵衛大
夫り家人外池甚五左衛門馬を走らちと安土町中を右大
臣殿御父子様ふ御堅固みむそ一はを由觸たり一かとも
いよく騒動ありおくば夫のそあくに山崎源太左衛門行

家嫡子左馬允家盛一番ル我屋敷へ火をかけとをのれり
在所大上郡山崎へ退去をされニ山崎ク跡を追人もなく
又火を消ものも無里一ハ次第くふ焼つのりけるふよ
里蒲生も詮方川き日野の仁正寺の玄妙坊ハ働きを以て
安土ふ残る處の女性をよひ幼稚の君達と故船く日野へ
退キひけり蒲生立退キ跡ふハ木村次郎左衛門只一人四
方をかけ廻り倉庫ふ鋸をそろ帳面をそろへ是を藏め
く三日の卯刻ニ城を開き出去ーと也

流布本此次ニ佐木木屋形義秀卒去の後といひ進藤山
城入道沢田民部平井入道ふとの軍議あれとも義秀と
いふ人ハ議論ありて定あらざる人ある上この説沢田

某り偽説あれハモヘニこれを削る
光秀三家へ使者を立ふ事
并筒井順慶評定の事

日向守光秀をく思ふ様江州も大半治モたり尾濃越前
の勢上洛とは長濱佐和山ふく是を防くヘーされとも今
日ふ至るまで一人ふくも切て上る者ふし其上ニ柴田を
此節上杉景勝と對陣のす(これハ急ニ上洛のとあるま
ト)三七信孝丹羽長秀も四國征伐として大坂も在といへ
とも今ふ沙汰のふきは尼崎の七兵衛信澄をそくつるる
へー大和の筒井を年未の懸志あれハ少々恐ろーゆうに
細川與市耶忠興も壻あれハ我子と同一只心よくきハ羽

柴筑前守りされとも先達る藤田を下へて毛利家へ通達
し置りきハ定めと西國より滅ふへりも一あく遁る路
有て上る船らハ口稱て定め置ける伏兵を以てこれを殺
立へ一然らハすり天下も大形ニ定まつぬと黙笑して控
居たりけるか信孝と長秀を討謀をおもひ出一すり尼寄
ニ居る信澄の許へ使を遣そ一そ斯くあ一ゆへやとヤ
送りぬこの信澄と云ハ信長の弟信行の長男取り信行信
長のためニ殺され一とを信澄常ニ憤りけるを知て態と
壻ニセ一也又忠興の許へ筑前守を討へキ謀をヤ遣し
ける處忠興良久一く思案一く我妻を呼相馴めてモヤ
四年互の心名うちへ知りへ一但日州のする不義を行

それいを知る顔みて伴あひいそんと弓矢神の照覽もそ
川や一くゆきと内室ふ附來至一色宗右衛門久保田次
郎左衛門池田六兵衛を差添丹後國三戸野とソ山里へ
送り入て離別あたけり父の兵部大輔藤孝ちやかと蘿
髪一そ玄旨と改めらるさくふ大和國郡山の城主筒井陽
舜坊法印順慶も榮舜坊順昭の嫡子みて天文十八年己酉
三月三日の誕生あと一ハ三十四歳取りたゞ十二年以
前元龜二年十月廿五日順慶法印光秀ふ就く信長公へ降
参一 大和の本領安堵一まと松永久秀亡い一後順慶大和
國を平均ふ拜領一けると全く光秀の推举ふされとて
順慶常ふ光秀と親一そ篤き古と膠漆の如一されそ筒井

ふ於くハニ心あら一と深く頼みたきハ此度右大臣殿父
子御自害ありてによう光秀をかくに將軍小補とられ
さそハ右大臣殿の政事を改めやへくい就く大和國の外
和泉紀伊ニケ國の進退任を奉るよ一ヤ送り一カハ順慶
大よ悦ひ急き使者よ面會して万事ヤ合せへ一と云ひて
立出んと一けるを筒井家老島左近友之松倉右近勝
重二人一て諫免けるハ今度明智右大臣殿又延至御腹
させい事大逆無道誰クこれを許一いそんや然るハ朝廷
ナリその内咎めふく却く將軍小補一もと全く光秀を
褒美一もふとよハふく唯京中の濫妨を一川められ羽柴
筑前守丹羽五郎左衛門織田殿の御子信雄信孝さてハ當

家と義兵を起一也ろん日を待テふとあぢハ覺えふ
れ然る小明智ハ御一味いそんと實は以く勿体ふくいと
やけるを順慶聞てそれハまどよさると恥とも順慶
大和一國を領毛るといハ光秀の推舉みよる處あれハ此恩
を酬るにハあるす一と云を中西小次郎とて十七歳の小
扈從あいけるや是りと分明い道理よ老臣たちの迷惑
れの事迹比きのとくやといふ島松倉大よ怒至この小冠
者めり何とよふそ我等式ふこへ分ち兼ぬる大難義の評
定於うとてあううけれハ小次郎されそおそおウーくい
とやふれすり御聞ゆへ大和國をハ光秀の推舉ふていへ
帝被とも大和を給い入ハ信長公ふいそにやいうふ光秀

ヤハトモ信長公の御心より當御家を頼母ちのめく思さにハ國主もとふしゆふまーくい然れハ光秀推舉の恩より信長公の此國を君き授けひー恩おんおそ重おもいあれそれを彼かれ是まとひあふとのあすりにおろりーく此小冠者こくくわしゃもおもひへとヤけきハいつれも實じも推舉の恩より授與の恩おんを厚あかまられと一同どうふ評定決署ひょうとうけいしょーたりけり

一書ふ松倉右近勝重元ハ筒井の一族いぢくふそ七千石を領りょうに今年天正十年ハ六十一歳と嫡子豊後守重政次男十左衛門重宗と云この旗下げきふハ五条左馬助二見雅樂助河原城大學石上采女布留織部筑紫市くわの本等ほんとう小て三千石と云島左近友之今年四十三歳万石を領りょうと長男新

吉政勝次男新助友勝と云此旗下げきふら柳本巨勢戒重荻原櫻井生駒等あら此禄五千石森志摩守好之去年二月廿九日六十三歳と卒嫡子縫殿助好高こうたか七千石を領りょう是を筒井の三老臣さんろうじんと云と之

順慶法印大よ歎息なげき一實一じつも春日大明神小次郎おぢやう胸間むねふけ入いりを玉ひく告示ごじー玉と處ところとか不えたり早々羽柴筑前守はやと一同どうふ明智と計くらべへきなきともつゞく筑前守の消息じきょうを知しを然ぜんるよもまーひあるとを仕出しゆつして禍わざわざをまねくんと謀ぼうのよろーきともかくありそれを如何いかへきとヤされかハ松倉鳴計なるらひたる様ようもう明智へハ一味同心いつじんなるべき由ゆをヤさきハ幡邊はたべ打うち事ことの様ようをうかひナス

へ一筑前守高松表を埒明く上洛するよ相違あくハその時ちやく使を立て裏切せられぬへーとゆにより是あそ實ふ百戦百勝の道理あれとくも必ずもち光秀へハ早々出張して筑前守を喫留ナへき由返答ノゆかて五千余騎を率一山城國綴喜郡八幡山鳩ヶ峯に陣をとる

陰徳太平記小秀吉備中の軍和睦して上洛する由聞元ノハ筒井陣中はくも然ハ使を遣モ一味の約束をあをへきう誰をも使よ遣ちさんと評義ありくるに中西小次郎もも出く某この御使を勤めナへきゆてト當家にて大身宿老の衆ハ人も知くレハ万一大光秀勝利を得てリ時小何某を以て秀吉一味の使よ立らシ

杯いをきんと御家の一大事ふくゆ某事ら名も知きぬものゆけつら左様のときの御下譯一大事の使をさる小冠者ゆや付るやと思慮ふき筒井ふもあを取くゆと仰られゆぢんふり究竟のとたるへくゆとゆるにより是まゝ老輩たちもかもひよらぬ謀やとて即中西と筑前守のりとくの使者とて筒井の勢を以く明智ク後を立切ナヘモよてリとヤ遣ハ一山崎の軍敗坐て明智ク引退くを見く八幡山より軍勢を押かう一淀川の邊ふて五百人許打取く筑前守の陣（ちん）へかくとゆはうハあうハ秀吉内心よ筒井心を兩方へ通も一勝敗を伺ひーと快かく思を重一かとも此節左様の沙汰

木門言文編卷之三
小及ふへき時あらびとて信長公のあへ置れり通ひ大
和一國を筒井の領知とふされり順慶天正十二年八
月十一日寂生年卅六歳の時かよそ十八万石をとを領
せりと云順慶實子なり姉婿慈明寺左衛門順國の男定
次を養子とひこれ伊賀侍従の事あり慶長十三年六月
奥州岩城平へ配流國除くる元和元年正月五日嫡子宮
内少輔順定ともよ自殺し家絶たり

重修眞書太閤記六編卷之廿四終

